

住居確保給付金 チェックリスト（住居を喪失している者）
 下記の書類が揃っているか、もう一度必ず確認してください。

NO.	提出書類	チェック欄
0	住居確保給付金 申請 チェックリスト（本票）	
1	生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）	
2	住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）	
3	同意書 ・同居する世帯全員分の氏名を記載	
4	求職申込・雇用施策利用状況確認票（参考様式2） ・船橋ハローワークにて登録 ※個人事業主は不要	
5	本人確認書類（いずれかの写し） 運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、住民基本台帳カード、 パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）、戸籍謄本等	
6	離職等状況の確認書類【次の（1）～（3）の該当書類】 （1）離職関係書類（いずれかの写し。離職後2年以内であること） 離職証明書、離職票、雇用保険受給資格証明書、解雇通知書、有期雇用契約の非更新通知等 （2）廃業したことがわかる書類 （3）離職後2年以内に、疾病、負傷、育児、看護等やむを得ない事情で求職活動が困難だったことがわかる診断書、入院記録等の証明書類	
7	収入関係書類（減収する前の給与がわかる書類及び直近3か月分） いずれも同居している世帯全員分 給与明細書、報酬明細書、収支の分かる帳簿、年金振込通知書、養育費、仕送り等の定期的な振込 ・いずれも社会保険料等天引き前の総支給額がわかるもの（交通費除く） ・本人の責めによらず減収した場合は、労働条件が確認出来る書類、減収したことがわかる給与明細等 ・受注が減っている、営業時間の短縮等の減少が確認出来る書類等	
8	同居している世帯全員分の全ての預金通帳（直近3か月分） ※公共料金の引き落としの記載がない場合は、公共料金の領収書 （ガス領収書、電気領収書、水道領収書、携帯料金領収書、家賃領収書） いずれか一つ。領収書に住所・氏名の記載がない場合は請求書等も必要です。 ・定期預金は算定対象となります。 ・解約、凍結しているものは算定外となります。	
9	賃貸契約書、重要事項説明書 借主名、貸主名、住所、家賃額、同居者名、現在の入居契約期間の記載があるか確認してください。	
10	離職状況等に関する申立書（参考様式5） 提出できない書類がある場合のみ記入	
11	自立に向けた活動計画（参考様式10） 自営業者のみご提出ください。	

上記の書類ご提出後、申請可能だった場合のみ12番をご提出していただきます。

12	入居住宅に関する状況通知書（様式2-2） 表面：賃貸契約書内に記載のある不動産媒介業者・保証会社等の仲介業者・貸主等に記入を依頼 ※保証会社等の仲介業者は契約書内に記載があるかご確認ください。 裏面：申請者による記入欄あり	
----	--	--

※ 令和 年 月 日()までに全ての書類をご提出お願い致します。